

OECD Services Trade Restrictiveness Index (STRI)

OECD サービス貿易制限指標（STRI）：日本 – 2020

主な調査結果

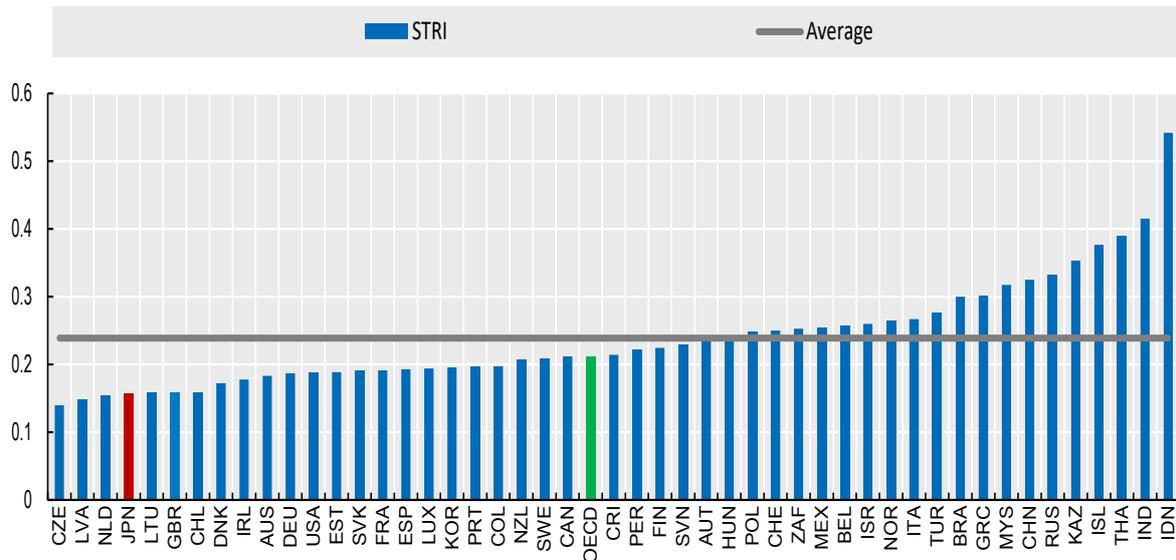
- 2020年の日本のサービス貿易制限指標（STRI）は、STRI プロジェクトの対象国の平均値を大きく下回っており、4番目に低く、サービス貿易の規制環境がオープンであることが示されている。
- 日本では、サービスの22分野の殆どにおける規制は、他の多くの国に比べて、厳しくないものの、しかし、法務分野の規制環境は、比較的に制限的である。
- 2020年において、規制環境に大きな変更はなかったものの、日本は長年にわたり、サービス分野でいくつかの改正を行い、その結果、運輸や金融サービスなどの主要分野でオープンな環境が実現してきている。

レコメンデーション

- 技術の革新と活用は、知識へのアクセスと、その知識を世界中に運ぶネットワーク、人、物、サービスへのアクセスを基盤に行われる。この文脈において、日本はサービス貿易のためのより開かれた市場から恩恵を受けることができるだろう。

日本の2020年のSTRIは、STRIプロジェクトの対象国の中で4番目に低く、OECD平均を大きく下回っている（図1）。

図 1. 国別の STRI (2020 年)



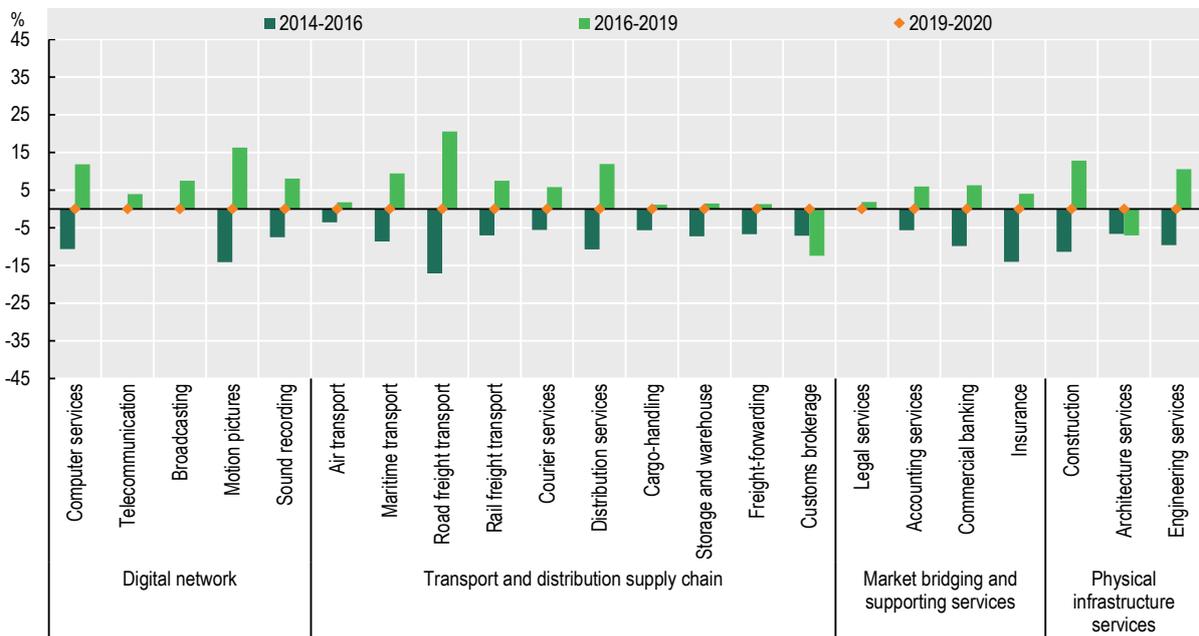
注：STRI スコアは 0 から 1 までの値をとり、最も制限的な場合に 1 となる。STRI 規制データベースは、最恵国待遇ベースでの措置を記録し、特惠貿易協定は考慮に入れない。航空と道路貨物運送は拠点の設置（モード 3）のみ（付随する人の移動を含む）を対象とする。この指標は、2020 年 10 月 31 日に施行された法令に基づく。STRI 規制データベースは、OECD 加盟 37 カ国、ブラジル、中国、コスタリカ、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、ペルー、ロシア、南アフリカ、タイを対象としている。規制データベースは、OECD 加盟国による確認及びピア・レビューを受けた。出所: OECD (2020). STRI、TIVA データベース

全ての分野に適用され、STRI スコアに影響を与えているものに、「人の移動に関する制限」がある。例えば、日本は、契約によってサービス提供に従事する者や企業内転勤者の受入れの検討に労働市場テストを要しており、また、一時的なサービス提供に従事する者による非熟練労働を認めていない。また、一定の分野で国境を越えたサービスを提供するためには、国内に何らかの形でのプレzens（駐在員事務所や居住地等）が必要である。更には、企業の登録に、他の国に比べ、やや手続きを要する傾向があると考えられる。

2020 年には、STRI の対象となるサービス分野に大きな変化をもたらすような改正は見られなかった。この点、2014 から 2016 年には、殆どの分野でスコアの変化がより緩和する方向にシフトしたが、2016-2019 年にはより制限的な方向にシフトした。スコア低下が大きかったのは、道路運送、金融、映像、流通であった（図 2）。

図 2. 日本の分野別の STRI スコアの推移

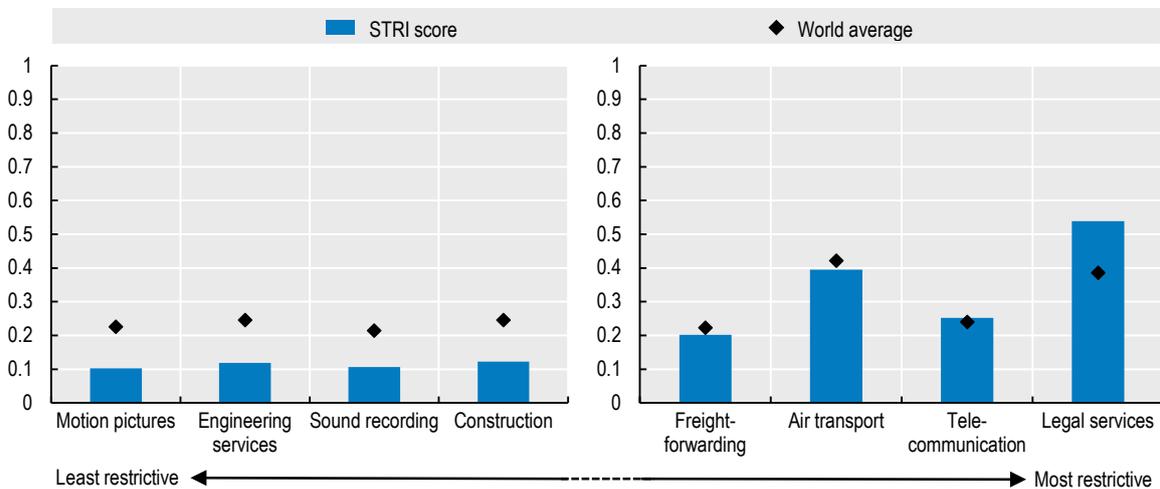
2014-2016 年、2016-2019 年、2019-2020 年の推移



出所： OECD（2020 年）STRI データベース

日本の 22 のサービス分野の中で、映像、エンジニアリングサービス、音楽録音、建設は、最も低いスコアで、世界平均を大きく下回っており、自由度が高い分野である。貨物運送取扱サービス、航空、通信、法務は日本で最も制限が厳しい分野である。その中でも、法務は、世界の平均を上回っている。特に、法務においては、日本の住所による事務所登録が必要となる等の「外国からの市場参入への制限」や「人の移動に関する制限」に関する措置が日本の開放性を阻害していると考えられる。（図 3）

図 3. 日本の最も制限の少ない分野と最も制限の厳しい分野

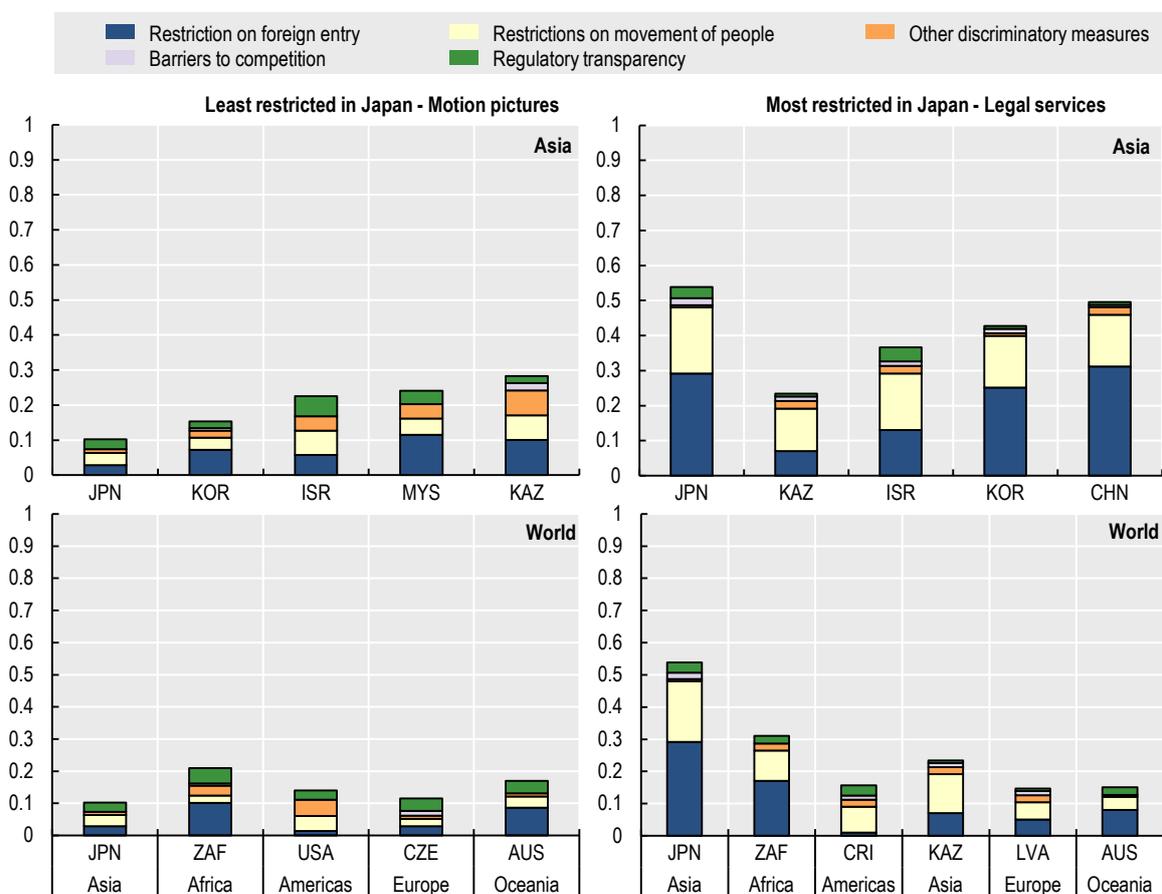


注) 世界の平均点との差がどの程度あるかを百分率で表したものである。すなわち、(STRI 国別分野 -STRI 世界分野平均) / STRI 世界分野平均 出所： OECD (2020 年) STRI データベース

世界で最も制限が少ないと考えられる国と比較しても、映像は比較的オープンである。5つの政策分野*の中でも、「外国からの市場参入への制限」が少ないことが、スコアの低さの一因となっている。日本で最も規制の厳しいサービス分野である法務は、世界の最も制限が少ない国の5倍以上高いスコアを記録しており、かなりの規制の厳しさを示している(図4)。

* 5つの政策分野：規制の透明性、競争制限的措置、その他差別的措置、人の移動の制限、外国からの市場参入への制限

図 4. アジアや世界の制限が少ない国との比較

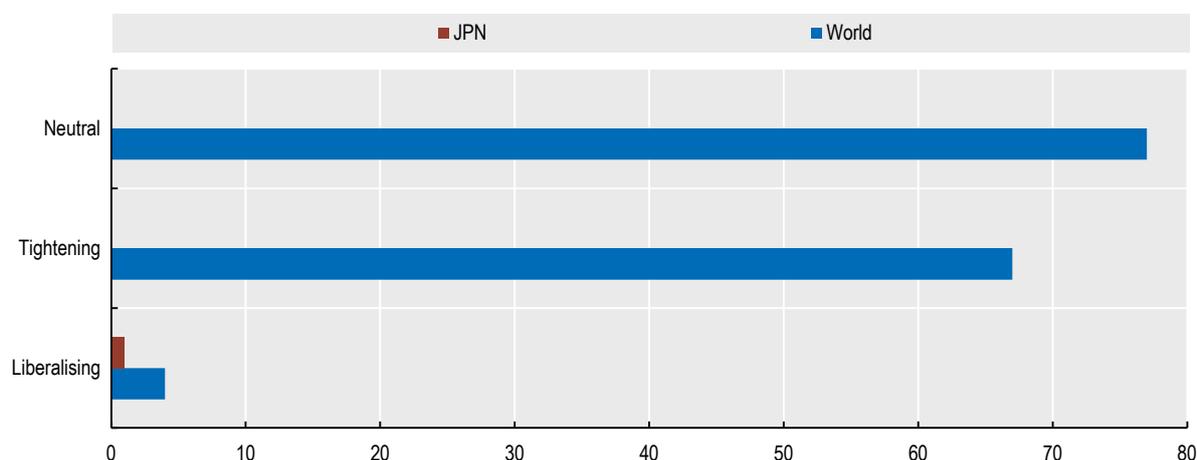


出所： OECD (2020 年) STRI データベース

特集：COVID-19 関連施策がサービス規制の厳格化に与える影響

多くの国が COVID-19 危機に対応した措置を採用しており、規制の強化に寄与している。他方で、日本は税関手続きの要件を緩和し、電子的な文書の受け入れを可能にし、紙等の物理的な書類の提出の必要性を減らしている（図 5）。

図 5. 日本と世界の COVID-19 関連対策



出所：OECD（2020 年）STRI データベース

過去の主な改正

2017 年、日本は通関業法を改正し、通関業の許可基準を変更し需給調整基準を廃止した。通関業者は、一定の場合に各事務所に少なくとも 1 人の資格を持つ通関士を配置することが不要になった。また、改正個人情報保護法が 2017 年に施行された。

より詳しい情報

- » 国別ノート・分野別ノートの閲覧と STRI 各種ツールの利用 OECD のウェブサイトにて：<http://oe.cd/stri>
- » サービス貿易政策とその影響についての詳細はこちらをご覧ください。：[Services Trade Policies and the Global Economy](#)
- » ご質問は OECD 貿易農業局へお寄せください。：stri.contact@oecd.org